

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（遵守事項）」に基づくIT-BCPチェックリスト

Seq.No.	編	セクション	表題	項番	内容	該当なし	カテゴリ1 医療装置・直 接	カテゴリ2 医療装置・間 接	カテゴリ3 関連装置・間 接	カテゴリ4 物理インフラ・間 接	カテゴリ5 基幹情報サー バ・間接	カテゴリ6 情報サービ ス・間接	カテゴリ7 診療データ通 用・間接	カテゴリ8 不法対策・間 接	カテゴリ9 BCP意思決定	BCP必要条件	備考	CFS	
1	管理編	1.1	なし	①	医療情報の安全管理に関する法令等を遵守すること。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		C	
2	管理編	1.1	なし	②	医療機関等で業務に従事する職員や関係するシステム関連事業者等に対して、医療情報システムに関係する法令等を遵守させること。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		C,H	
3	管理編	1.2.1	説明責任	①	医療情報システムの安全管理に関して、原則として文書化し、管理する体制を整えること。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		AJ	
4	管理編	1.2.1	説明責任	②	患者等への説明を適切に行うための窓口の設置等の対策を行うこと。							1						なし	
5	管理編	1.2.1	管理責任	①	医療情報システムの安全管理に関する管理責任を適切に果たすために必要な組織体制を整備すること。							1	1	1	1	1		A,B,C,D,E,F	
6	管理編	1.2.1	管理責任	②	定期的に管理状況に関する報告を受けて状況を確認するとともに、組織内において監査を実施すること。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		C,G	
7	管理編	1.2.1	定期的な	①	医療情報システムに関する安全管理を適切に維持するための計画を策定すること。											1		J	
8	管理編	1.2.1	定期的な	②	医療情報に関する安全管理を適切に維持するために、定期的な見直しを実施し、必要に応じて、改善措置を講じるよう、企画管理者及びシステム運用担当者に指示すること。							1	1					H,I,T,V	
9	管理編	1.2.2	管理責任	①	情報セキュリティインシデントが生じた場合、患者の生命・身体への影響を考慮し、可能な限りの医療継続を図るとともに、その原因や対策等について患者、関係機関等に説明する体制を速やかに構築すること。											1		B,O,P,Q,R,S,W	
10	管理編	1.2.2	善後策を	①	情報セキュリティインシデントが生じた場合、医療機関内、システム関連事業者及び外部関係機関と協働して、インシデントの原因を究明し、インシデントの発生や経緯等を整理すること。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		P,R	
11	管理編	1.2.2	善後策を	②	情報セキュリティインシデントが生じた場合、その原因を踏まえた再発防止策を講じること。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		T,V	
12	管理編	1.2.2	善後策を	③	①②の対応を可能とするため、通常時から非常時を想定し、システム関連事業者や外部関係機関と協働関係を構築するとともに、再発防止策を検討できるよう、通常時から非常時を想定した体制や措置を講じておくこと。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		B,F,J	
13	管理編	1.3.1	なし	①	医療情報システムの安全管理について、システム関連事業者に委託する場合は、法令等を遵守し、委託先事業者の選定や管理を適切に行うこと。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		A,C,F,H	
14	管理編	1.3.2	なし	①	業務等を委託する場合には、委託する業務等の内容及び責任範囲並びに補給分担等の責任分界を明確にし、認識の齟齬等が生じないよう、書面等により可視化し、適切に契約等の取決めを実施し、保管すること。								1		1	1		A,C,F,H	
15	管理編	1.4	なし	①	医療情報を第三者提供する場合、法令等を遵守し、手続き等の記録等を適切に管理する体制を整備すること。								1	1	1			I	
16	管理編	1.4	なし	②	医療情報を第三者提供する場合、医療機関等と第三者それぞれが負う責任の範囲をあらかじめ明確にし、認識の齟齬等が生じないよう、書面等により可視化し、適切に管理すること。								1	1	1	1		A	
17	管理編	2.1	なし	①	取り扱う医療情報に応じたリスク分析・評価を踏まえ、対応方針を策定し、リスク管理方針（リスクの回避・低減・移転・受容）を決定すること。								1	1	1			D,E,F	
18	管理編	2.1	なし	②	リスク分析を踏まえたリスク管理が必要な場面の整理、対策として求められる体制、並びにルール等の企画、整備及び管理について、企画管理者に指示すること。											1		D,E,F	
19	管理編	2.1	なし	③	経営層の方針及びリスク分析を踏まえ、具体的にシステムからの最適なリスク管理措置を検討し、実装、運用するよう、企画管理者に指示すること。											1		D,E,F	
20	管理編	2.2.1	なし	①	リスク評価を踏まえ、医療情報の重要性及び医療の継続性並びに経営資源の投入及びリスク管理対策の実施の継続可能性等を鑑みて、リスク管理方針を決定すること。											1		D,E,F	
21	管理編	2.2.1	なし	②	リスク評価結果及びリスク管理方針に関する説明責任を果たすこと。								1			1		D,E,F?	
22	管理編	2.2.2	なし	①	リスク管理方針を踏まえ、医療情報及び医療情報システムといった医療機関における情報資産のセキュリティに関する管理を、通常業務の一環として整え、ISMSを策定し、実施すること。								1					要検討	
23	管理編	2.2.3	なし	①	医療機関等のリスク管理方針に基づき、システム関連事業者による適切なリスク管理を実施し、医療機関等の要求仕様への適合性を確認し、管理すること。											1	1	C?	
24	管理編	3.1	なし	①	統制の体系を理解し、医療機関等における情報セキュリティ対策に関する統制の実効性を担保するために必要な規程類、管理体制等を整備するとともに、適切に統制が機能しているかを確認すること。											1	1	A,C	
25	管理編	3.1.2	なし	①	医療機関の規模や組織構成、特性等を踏まえた統制の内容を検討すること。											1	1	B,C	
26	管理編	3.1.2	なし	②	医療機関等において安全管理を直接実行する医療情報システム安全管理責任者及び企画管理者を設置すること。											1	1	C,H	
27	管理編	3.1.2	なし	③	情報セキュリティに関する統制は、医療機関等内の組織や人事等の統制とは区別し、医療機関等全体における統制の一つと位置付けて、組織横断的に実施すること。											1	1	1	C,H?



































